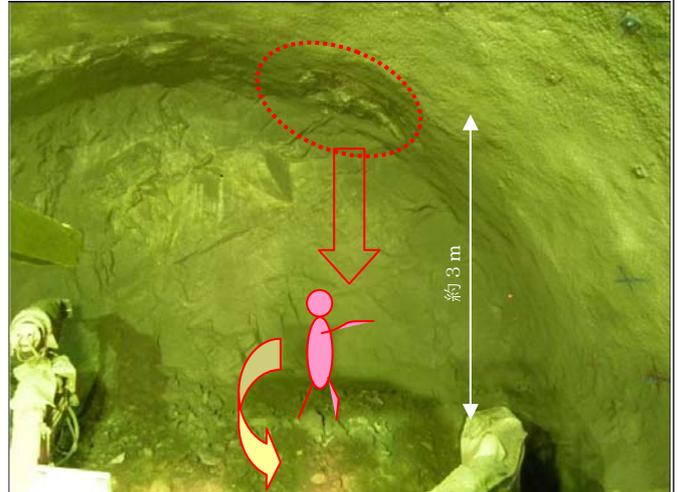
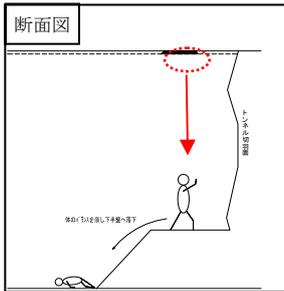


## 吹付コンクリートが剥落し、作業員が上半盤から滑落

吹付けコンクリートの作業において、右半分の吹付けが終了し、吹付け作業が左側に移行したため、作業員が次工程であるロックボルト打設作業の準備（位置のマーキング）を行うために上半盤に登ったところ、高さ約3m付近の吹付けコンクリートの一部（ $t=10\text{cm}$   $1.5\text{m} \times 1.3\text{m}$ ）が剥離・落下し、被災者の右肩に当たった。

被災者はその弾みで上半盤から約1.5m下方の下半盤まで滑落した。（腰椎骨折2箇所他）

※ 事故の詳細は、現在調査中ですが、注意喚起のため掲載します。



### 〈事故防止対策案〉

- ・コンクリート強度の発現等安全が確保されるまで、切羽付近に立ち入らない。
- ・吹付けコンクリート等支保工については、湧水や地質、亀裂、浮き石等の状況に応じた、安全を考慮した工法とすること。（参考：土木工事安全施工技術指針 第15章）

## トンネル工事（坑内）における近年の事故事例

### 不発残留火薬の確認中に爆発（H20年）

インバート掘削のための発破後、発破前に導通確認出来なかった含水爆薬が殉爆したか確認するためバックホウで掘削していたところ爆発し、作業員5名が負傷した。（眼球破裂等重傷2名、他3名軽傷）



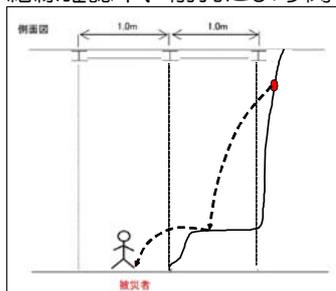
### 切羽で支保建込み中に落石（H21年）

支保工の位置決めの為測量を実施し、作業完了後移動しようとした際、上部より岩片が剥落し、作業員の背中に当たり、反動で別の作業員の腕にも当たった。（胸椎脱臼骨折等1名、右手関節部挫傷等1名）



### 落石が撥ねて監視員に接触（H22年）

切羽において装薬完了後の結線確認中、削孔により開口した鏡吹付の間（約6m）から10～15cmの岩石が剥落し、切羽面で跳ね、作業を監視していた被災者の右足甲にあたった。（右足部裂傷、右足挫創）



トンネル工事では、落盤をはじめ、異常出水、ガス爆発等重大な災害が発生する危険性があります。

現場状況に即した施工計画と、工事関係者全員の安全作業で事故防止に努めましょう。



# 飛散したトンネル補修の注入剤が一般車に付着

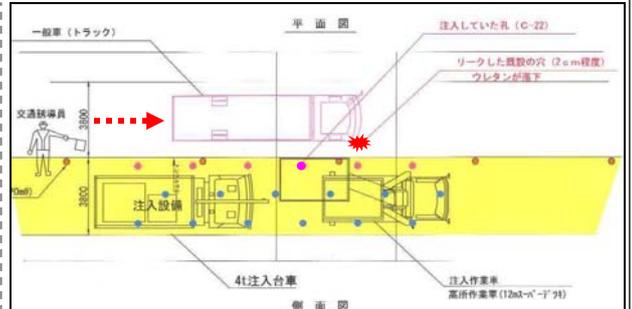
トンネル補修作業において、注入剤が飛散し、走行中の一般車に付着する事故が2件発生しました。場合によっては運転手の急なハンドル操作を招き、重大な災害を生じかねない事故であり、十分な飛散防止対策を実施する必要があります。

## 【事故概要 ①】

トンネル下り線を片側規制し、補修のため注入剤（ウレタン）を注入作業中、注入孔から少し離れた走行車線側の既存の穴から注入材が漏れ出し、走行中のトラックに付着した。

### 〈事故防止対策〉

- ・ リークの恐れのある箇所を事前確認し、補修してから作業を行う。



## 【事故概要 ②】

トンネル内上り線を片側交互通行規制により、ひび割れ止水注入作業を行っていたところ、注入ホース内の圧力が抜けないうちにホースを注入プラグから外したため、注入材が注入ホースから飛散し、走行中の一般車に付着した。

### 〈事故防止対策〉

- ・ 注入圧力が十分抜けてからホースを取り外す。
- ・ 一般車両の通行が無いときにホースを取り外す。



## 事故が発生した際は、速やかに報告を！

近畿地方整備局発注の請負工事（業務、維持作業を含む）において事故が発生した場合は、「**土木工事共通仕様書 1-1-29 事故報告書**」（又は**土木設計業務等共通仕様書等**）により発注者へ速やかに連絡することが義務づけられています。

これは発注者が自ら事故の発生原因を把握し、同種の災害の再発を防止する観点からも重要な事であり、この報告を怠った場合は**契約上の違反行為**となります。

加えて、工事・作業に関連して作業員等が被災して休業が生じた（労働災害）場合には、事業者は労働保険の手続きとは別に、労働安全衛生法に基づく『**労働者死傷病報告**』を所轄の**労働基準監督署**に提出することが義務づけられており、労働災害の隠蔽を目的に故意に『労働者死傷病報告』を提出しない、又は事実とは異なる虚偽の内容で報告した場合、労働安全衛生法に違反する行為として、罰せられることがあります。

### ● 「労災隠し」の事例

下請けの作業所長が、現場において発生した労働災害（作業員の骨折）を隠蔽したが、後日判明し、これに**荷担した関係企業の代表者・法人も府県労働局より地検へ送検された。**

（事故措置：指名停止）

### ● 事故の発生報告を怠った事例（H23年7月発生）

維持作業中に施設に損害を与えたが、「この程度なら報告はいらない」と作業員が思い、現場代理人へ報告しなかったが、後日他の巡視業務において損害が発覚した。

（通常より厳しい事故措置になる場合があります）

事業者は、労働者が労働災害にあつて休業・死亡した場合、所轄の労働基準監督署に「労働者死傷病報告」を提出しなければなりません。

**労働災害に健康保険は使えない、使わない。**  
労働災害の受診は労災保険で!!

労災保険の請求手続きについては、まず労働基準監督署へご相談ください。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署  
詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください。→<http://www.mhlw.go.jp/>